

第7次長崎県医療計画の策定にあたって

長崎県は、江戸時代から、シーボルトによる医学の伝習、日本初の西洋式近代病院である「小島療養所」の開設など、日本における近代医学の先駆けとなった場所です。また、こうした古くから海外との交流に培われた独特な文化をはじめ、風光明媚な自然、数多くの島々など、水産、観光をはじめとする様々な資源に恵まれた県でもあります。

一方で、全国的な少子高齢化の波は本県も例外ではなく、特に高齢化の進行は全国より早く、2025年には65歳以上の高齢者の割合が35%を超えると推計されています。このような社会構造の変化に対応し、県民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには医療における改革が「鍵」となっています。

県は、平成28年3月に策定した「長崎県総合計画チャレンジ2020」において、県政の基本的な方向性を示したうえで、保健、医療、福祉分野における施策を体系的に推進するため「長崎県福祉保健総合計画（ながさきほっとプラン）」を策定し、「必要なときに必要な医療、介護、福祉サービスが受けられる体制」づくりを推進しています。

「長崎県医療計画」は、こうした県の方向性にそって、医療分野における具体的な方針を示すものであり、今回の計画は、第7次の計画として策定し、2023年度（平成35年度）までの6年間の計画期間としています。

今回の計画においては、少子高齢化社会においても、必要な社会保障体制を維持しながら、県民が住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくために、医療と介護が切れ目なく支える体制を、効果的、効率的に提供する仕組みづくりに重点をおいております。

具体的には、これまでの医療計画でお示してきた取組に加え、将来分析に基づいて、地域ごとに関係者が話し合いながら適切な病床機能の分化・連携を進める「地域医療構想」や、患者が増加している生活習慣病について、予防を含めた医療体制の構築、精神疾患・認知症の方を地域で支える仕組みづくり、そして在宅医療の充実等を図ることとしております。また、安心して子供を産み育てることができるときの小児、周産期医療の確保、離島やへき地における医療の確保にも、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

本計画では、県の現状と課題を把握したうえで、施策の方向性と、その成果を評価するための具体的な指標を示しています。施策の方向性の実現にあたっては、県や医療、介護関係者はもとより、県民が一体となって取組を進めていくことが必要でありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にご協力いただいた長崎県医療審議会、長崎県保健医療対策協議会、各地域の地域保健医療対策協議会の委員をはじめとする関係者の皆様、貴重なご意見をいただきました県民の皆様に対しまして深く感謝申し上げます。

平成30年3月

長崎県知事 中村 法道

